

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(10)
(政府による避難指示区域外の状況等について)

平成28年12月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚村友博



同 岡内真哉



同 永岡秀一



同 永井翔太郎



目次

第1	はじめに	4
第2	避難指示区域外の区域について	5
1	避難指示区域外の各区域の経緯	5
2	緊急時避難準備区域について	7
3	旧屋内退避区域について	17
4	南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域について	18
第3	福島県内の自主的避難等対象区域等の概況について	20
1	はじめに	20
2	福島県内の空間放射線量の状況（本件原発からの距離も含む。）	21
3	自主的避難の状況について	25
4	福島県内での除染への取組状況	28
5	福島県内の復興に向けての動向	30
第4	いわき市、郡山市及び福島市の本件事故後の状況	32
1	いわき市	32
	（1）旧屋内退避区域以外は政府による避難指示の対象外であること	32
	（2）空間放射線量の推移	32
	（3）健康調査の結果	33
	（4）除染の状況	34
	（5）避難の状況	34
	（6）復興の状況	35
2	郡山市	38
	（1）政府による避難指示の対象とされていないこと	38
	（2）空間放射線量の推移	38
	（3）健康調査の結果	39
	（4）除染の状況	40

(5) 避難の状況	41
(6) 復興の状況	42
3 福島市	44
(1) 政府による避難指示の対象となっていないこと	44
(2) 空間放射線量の推移	44
(3) 健康調査の結果	45
(4) 除染の状況	46
(5) 避難の状況	46
(6) 復興の状況	47

第1 はじめに

本準備書面は、本件訴訟の多くの原告らの本件事故当時の住所地が所在する政府による避難指示区域¹外の区域について、本件事故後の状況等を明らかにするものである（なお、避難指示区域に指定されたが、その後指定が解除された区域については、被告東京電力共通準備書面（9）において本件事故後の状況等を整理しており、本準備書面では取り扱わない。）。

ここで、「避難指示区域外」には、「避難指示区域」が避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指すものであることから、本件事故後に政府による指示等の対象となった「屋内退避区域」（ただし、計画的避難区域（後に避難指示区域に指定された。）に指定された区域を除く。）、「緊急時避難準備区域」及び「南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域」が含まれる。

ただし、これらの区域のうち、屋内退避区域は平成23年4月22日をもって、また、緊急時避難準備区域は同年9月30日をもって、それぞれ指定が解除され（乙D共16、乙D共17）、また、南相馬市が一時避難を要請した区域については、同年4月22日に、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解が示されている（乙D共1の8頁）。

また、これに加えて、「避難指示区域外」には、中間指針追補（乙D共3）に基づく自主的避難等対象区域が含まれるとともに、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも当たらない福島県内外の市町村（以下「区域外」という。）も含まれる。

以下では、そのような避難指示区域外である旧屋内退避区域、旧緊急時避難準備区域、旧南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した

¹ 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指す。

区域，自主的避難等対象区域及び区域外の事情について整理の上，主張することとする。

なお，略語については，従前の準備書面の用例に従う。

第2 避難指示区域外の区域について

1 避難指示区域外の各区域の経緯

本件事故の発生を受けて，政府は，平成23年3月11日，本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難の指示を出すとともに，半径3キロメートル以上10キロメートル圏内を屋内退避の指示対象区域として指定したが（乙D共10），同月12日，避難の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した（乙D共11，乙D共12）。その後，政府は，同月15日，本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内について，住民は外出せず，自宅等，屋内に待機するよう指示する屋内退避指示をした（乙D共13）。

政府は，その後，同年4月22日に，本件原発の20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除する旨の指示をするとともに，同時に，計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定した（乙D共16）。

この結果，本件原発から半径20キロメートル以遠の地域については，同日をもって，以下の区域に再編されることとなった（乙D共16，乙D共78参照）。

ア 計画的避難区域（後に避難指示区域に指定された。）

原則として概ね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うことが求められる区域。葛尾村，浪江町，飯舘村，川俣町の一部及び

南相馬市の一部であって、警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域が指定され、いずれも、その後、避難指示区域に再編されている。

イ 緊急時避難準備区域

常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域。広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域が指定された。その後、後記するとおり、平成23年9月30日をもって、緊急時避難準備区域の指定は解除された。

ウ 上記ア及びイ以外の屋内退避区域

本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域（屋内退避区域）のうち、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった区域である。屋内退避区域は、政府による指示が平成23年4月22日をもって解除された区域であり、上記圏内のいわき市の一部区域が旧屋内退避区域に当たる。

エ 南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域

南相馬市は、平成23年3月16日に、独自の判断に基づき、市民に対して、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援したが、同年4月22日、政府による避難等の指示等があった対象区域以外の区域については、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示している。この南相馬市が住民に一時避難を要請した区域も、中間指針上、避難指示等対象区域とされている。

2 緊急時避難準備区域について

(1) 指定の内容

平成23年4月22日に指定された緊急時避難準備区域においては、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められている。これは、本件事故の状況がその時点においてまだ安定していないため、これまで屋内退避区域に指定されていた本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の大部分は、その後も、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあることを踏まえたものである（乙D共16，乙D共128）。

なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に、子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域に入らないようにすること、また、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすることが求められ、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域に入るとは妨げられないものの、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくことが求められている。

(2) 指定の解除

その後、かかる緊急時避難準備区域の指定については、関係自治体において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、緊密な連携が図られてきたこと、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点からこれを解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、政府は、平成23年9月30日をもって、一括して、緊急時避難準備区域の全部の指定を解除したものである（解除後の緊急時避難準備区域を「旧緊急時避難準備区域」という。乙D共17，乙D共129）。

(3) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村

旧緊急時避難準備区域に該当する市町村は以下のとおりである（乙D共16，乙D共78）。

ア 広野町

全域である。

イ 檜葉町・川内村

警戒区域（後に避難指示区域，但し指定は既に解除）を除く全域である。

ウ 田村市

田村市の都路町，船引町横道，常葉町堀田及び常葉町山根である（ただし，警戒区域（後に避難指示区域，但し指定は既に解除）に指定されている区域を除く。森林管理署の管理区域について言及していない。）。

エ 南相馬市

警戒区域及び計画的避難区域（後に避難指示区域，但し避難指示解除準備区域及び居住制限区域の指定は既に解除されている。）を除く本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内である。南相馬市原町区の一部地域を中心とする区域である。

(4) 旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量の状況

ア 緊急時避難準備区域内の空間放射線量について

旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量は，平成23年7月の調査時点において，概ね1.9マイクロシーベルト/時以下に低減しており，多くの測定地点において，1マイクロシーベルト/時以下となっている（乙D共129の5頁のモニタリング結果参照，高さ1メートル。以下同じ。）。

イ 広野町

平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1マイクロシーベルト/時以下となっている（乙D共129の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の広野町の測定地点（1か所）では、空間放射線量は0.5マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、広野町の測定データは次のとおりである（乙D共131の1ないし5、いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 \approx マイクロシーベルト/時間）

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
広野町役場 (23km)	0.19	0.14	0.12	0.15	0.13
浜田地区集会所 (23km)	0.22	0.12	0.09	0.08	0.07
下北迫地区集会所 (22km)	0.41	0.14	0.10	0.09	0.07
二ツ沼総合公園 (21km)	0.47	0.21	0.15	0.13	0.11

ウ 檜葉町

檜葉町の本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1.9マイクロシーベルト/時以下となっている（乙D共129の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の檜葉町の測定地点（1か所）では、空間放射線量は0.4マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、檜葉町(旧緊急時避難準備区域)の測定データは次のとおりである（乙D共131の1ないし5、17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
女平地区集会所 (21km)	0.63	0.25	0.15	0.13	0.12

(注) 乙D共131の1ないし5には「女平地区集会所」について、本件原発より「31 km」との記載があるが、「21 km」が正しいと考えられる。

エ 川内村

川内村の本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1.9マイクロシーベルト/時以下となっている(乙D共129の5頁のモニタリング結果参照)。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の川内村の測定地点(5か所)では、空間放射線量は0.3~0.8マイクロシーベルト/時となっている(乙D共130)。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、川内村(旧緊急時避難準備区域)の測定データは次のとおりである(乙D共131の1ないし5, 17時のデータを採用している)。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
川内村郵便局 (21km)	0.21	0.14	0.10	0.09	0.07
第一区分団屯所駐車場 (25km)	0.21	0.13	0.09	0.08	0.07
川内村役場 (22km)	0.16	0.10	0.09	0.10	0.08
川内村大字上川内字木ノ葉橋付近 (28km)	0.20	0.12	0.10	0.14	0.12
下川内地区農業集落排水処理施設 (21km)	1.02	0.50	0.34	0.28	0.23

オ 田村市

田村市の本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点

において、1.9マイクロシーベルト/時以下となっている（乙D共129の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の田村市の測定地点（3か所）では、空間放射線量は0.3マイクロシーベルト/時、0.6マイクロシーベルト/時、0.9マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、田村市（旧緊急時避難準備区域）の測定データは次のとおりである（乙D共131の1ないし5、17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \doteq \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 \doteq マイクロシーベルト/時間）

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
田村市都路行政区 (21km)	0.25	0.19	0.13	0.12	0.11
田村市岩井沢プール(駐車場) (27km)	0.46	0.35	0.24	0.20	0.16
上山口集会所(屯所) (25km)	0.73	0.48	0.24	0.18	0.15

カ 南相馬市

南相馬市原町区の旧緊急時避難準備区域では、市立総合病院北側入口の測定地点において、平成23年4月1日に0.9マイクロシーベルト/時を計測しており（乙D共132の1）、同年9月30日時点においても、例外はあるが概ね1マイクロシーベルト/時を下回っており、0.5マイクロシーベルト/時を下回る地点も複数存在している（乙D共132の2、いずれも地上1メートル地点。以下同じ。）。平成24年4月2日時点では、校庭や園庭並びに公共建物の除染作業が進み、これらの測定地点では概ね0.2マイクロシーベルトを下回る水準にまで空間放射線量が低下しており、その他の地点でも概ね空間放射線量は低下している（乙D共132の3）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、南相馬市（旧緊急時避難準備区域）の測定データは次のとおりである（乙D共13

1の1ないし5, いずれも17時のデータを採用している。ただし、「石神生涯学習センター」の平成25年分については, 4月1日のデータがないため, 4月2日のデータを用いている。)

単位: $\mu\text{Gy/h} \doteq \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \doteq マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
クリーン原町センター (28km)	0.32	0.22	0.17	0.15	0.12
石神生涯学習センター (26km)	0.58	0.41	0.29	0.24	0.21
南相馬市役所 (26km)	0.37	0.28	0.21	0.17	0.13
南相馬市馬事公苑 (21km)	1.15	0.91	0.59	0.17	0.13

キ 小括

以上のとおり, 旧緊急時避難準備区域の空間放射線量の状況については, 政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト (3.8マイクロシーベルト/時に相当) の水準を大きく下回っているものであり, 時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

(5) 旧緊急時避難準備区域の本件事故後の状況について

① 広野町 (乙D共133の1, 乙D共133の2, 乙D共134, 乙D共135)

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口5490人に対して, 平成27年5月13日時点においては, 2962人が避難中であり, 町内在住者は2179人であった。また, 平成28年8月9日時点では, 2265人が避難中であり, 町内在住者は2828人であった。

イ 平成24年3月1日, 町役場は, 本庁舎での業務を再開した。

ウ JR常磐線のいわき～広野 (竜田) 間が運行を再開した (1日13往復)。

エ 平成27年7月23日には、コンビニエンスストア3店舗が営業しており、平成28年10月12日には、コンビニエンスストアは4店舗が営業している。

オ 平成27年7月23日には、ゆうちょ銀行、あぶくま信用金庫、JAふたば広野支店（現福島さくら広野支店）が営業を再開した。

カ 広野幼稚園、広野町保育所、広野町児童館は再開済みであり、また、広野小学校は本校にて再開済み、広野中学校は中高一貫校設置のため広野小学校で授業実施中である。

キ 平成27年4月、県立ふたば未来学園高等学校が開校した。

ク 平成27年7月23日には、病院、一般診療所及び薬局が各1施設営業を再開している。歯科診療所も週2日で診療を再開している。

ケ 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターが各1施設再開している。

コ 平成28年10月12日、公設商業施設「ひろのてらす」にて、飲食店等5事業所が営業している。

サ 除染については、町が策定した除染実施計画に基づき、公共施設、住宅、道路、農地についていずれも計画数を全て実施済みである。森林については一部未了の箇所があるが、ほぼ実施済みとなっている。

シ 町が放射線相談室を設置し、町民に対して、放射線に関する知識、町内の空間放射線量等の情報提供を行っている。

② 檜葉町（乙D共101の1、乙D共101の2、乙D共109）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口8011人に対して、平成27年8月31日時点においては、7368人が避難中である。また、平成28年7月31日時点では、6500人が避難中であり、平成28年10月4日時点での帰還者数は、385世帯696人であった。

イ 復興に向けての状況については、被告東京電力準備書面（９）の３０頁及び３１頁記載のとおりである。

ウ 平成２８年７月３１日、除染の実施率も計画に対して１００パーセントとなっており、全町で完了している。

③ 川内村（乙D共９７の１，乙D共９７の２，乙D共１３６）

ア 平成２３年３月１１日時点での住民登録人口３０３８人に対して、平成２７年７月１日時点で、１１０１人が避難中であり、郵便物の送付先を自宅住所にした住民を帰還者とした場合の人口は１６１８人となる。また、平成２８年８月１日時点で、９２０人が避難中であり、同日時点の帰還者数は、７７８世帯１８３０人である。

イ 復興に向けての状況については、被告東京電力準備書面（９）の２７頁及び２８頁記載のとおりである。

ウ 除染についても、実施率が計画に対して１００パーセントとなっており、完了している。

④ 田村市（乙D共１００の１，乙D共１００の２，乙D共１３７）

ア 平成２３年３月１１日時点での住民登録人口４１６６２人（うち、旧避難指示区域人口３８０人（平成２６年４月１日に指示解除済み）、旧緊急時避難準備区域人口４１１７人）に対して、平成２７年４月３０日時点で、１６２９人が避難中である。また、平成２８年７月３１日時点で、１０１１人が避難中であり、同日時点の帰還者数は、９８５世帯２８５８人である。

イ 復興に向けての状況については、被告東京電力準備書面（９）の２８頁ないし３０頁記載のとおりである。

ウ 除染についても、実施数及び調査のみで除染の必要がないと判断され

たものの合計で計画に対して100パーセントとなっており、完了している。

⑤ 南相馬市（乙D共138の1ないし3，乙D共139ないし143）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口71561人であり，そのうち，小高区12842人，鹿島区11603人，原町区47116人であったのに対して，平成27年10月29日時点で，原町区の現在の居住者数は41609人となっている。また，平成28年10月13日時点で，原町区の現在の居住者数は42625人となっている。

イ 南相馬市役所本庁（原町区所在）は移転していない。

ウ JR常磐線の前ノ町～相馬間は再開済みであり，小高～前ノ町間は復旧工事中である。JR東日本において，平成27年1月から前ノ町～竜田間の代行バスの運行を開始している。

エ 原町区内の5つの小中学校が平成23年10月17日から，震災被害の修繕が完了した3つの小学校が平成24年1月10日から，その他の4つの小中学校が同年2月27日から，それぞれ自校での授業を再開している。原町区に所在する原町高等学校及び相馬農業高校は，現在通常どおり開校中である。

オ イオンスーパーセンターは，原町区に所在するスーパーマーケットであるジャスマール南相馬店を平成23年5月6日より営業再開しているほか，同年4月以降，各種の商業店舗が数多く営業を再開している。

カ 平成24年5月1日時点で，原町区内で，医療機関29機関，歯科医療機関19機関が診療を行っている。

キ 平成27年8月末時点での非国直轄除染については，住宅・道路・水田・畑地等の除染について，実施数が計画数を下回っている。

(6) 本件事故時に旧緊急時避難準備区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

旧緊急時避難準備区域の避難等に係る精神的損害の賠償については、避難指示区域に準じて、一人月額10万円（通常の範囲の生活費の増加費用を含む。避難所等での避難の場合には12万円。以下同じ。）を目安とし（乙D共1の17～18頁）、賠償終期については、緊急時避難準備区域が平成23年9月30日をもって解除されたこと等を踏まえ、平成24年8月末までとしている（ただし、檜葉町の旧緊急時避難準備区域については、同町のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情を踏まえて、避難指示区域についての解除後相当期間が経過した時点までとされている。）（乙D共5の6～8頁）。

なお、かかる精神的損害の賠償の考え方は、中間指針上は、基本的に避難者に対するものであり、中間指針第二次追補（乙D共5）においては、「第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る」（乙D共5の8頁）と位置付けられているが、被告東京電力においては、旧緊急時避難準備区域については、避難・滞在の別を問わず、平成24年8月末までについて、月額10万円の精神的損害の賠償（通常的生活費の増加分を含む。）を行うことを公表している（乙D共144の「1.（2）」、乙D共23の「3.」参照）。

このような被告東京電力が公表している旧緊急時避難準備区域の住民に対する精神的損害の賠償方針は、前記のとおり空間放射線量の状況等に照らしても、十分合理的な根拠を有するものである。

3 旧屋内退避区域について

(1) 旧屋内退避区域に該当する市町村

本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に位置するいわき市内の区域（久之浜町，大久町，小川町，川前町の一部）が旧屋内退避区域に該当する。

(2) 旧屋内退避区域の空間放射線量の状況

いわき市内の旧屋内退避区域に所在する「いわき市末続集会所」（本件原発より約27キロメートル）の平成23年6月1日時点の空間放射線量は0.53マイクロシーベルト/時，30キロメートル以遠ではあるが近傍の「JR久ノ浜駅」（本件原発より約31キロメートル）の同日時点の空間放射線量は0.51マイクロシーベルト/時となっている（乙D共145の1）。

また，平成23年10月1日時点では，「いわき市末続集会所」では0.37マイクロシーベルト/時，「JR久ノ浜駅」では0.33マイクロシーベルト/時と低減している（乙D共145の2）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば，いわき市（旧屋内退避区域）の測定データは次のとおりである（乙D共131の1ないし5，いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 \approx マイクロシーベルト/時間）

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
いわき市末続集会所 (27km)	0.27	0.22	0.14	0.13	0.11
志田名集会所 (29km)	0.32	0.26	0.16	0.14	0.12
旧戸渡分校 (26km)	0.82	0.59	0.31	0.29	0.24
いわき市海竜の里セ ンター (29km)	0.25	0.13	0.11	0.10	0.09

以上のとおり、旧屋内退避区域の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト(3.8マイクロシーベルト/時に相当)の水準を大きく下回り、相対的に低い数値となっており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

(3) 本件事故時に旧屋内退避区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

旧屋内退避区域に住居があった方に対する精神的損害の賠償については、中間指針(乙D共1)では、一人10万円とされているが(同19頁)、被告東京電力においては、平成23年3月11日から同年9月末まで、避難の有無を問わず、一人月額10万円を賠償することとしている(乙D共23)。

4 南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域について

(1) 該当する市町村

本件原発から半径30キロメートル圏外に位置する南相馬市内の区域(ただし、避難指示区域に指定された区域を除く。乙D共82の2~4頁参照)がこれに該当し、主として南相馬市北部の鹿島区がこれに該当する。

(2) 南相馬市鹿島区の空間放射線量の状況

南相馬市鹿島区の「鹿島区役所」(本件原発より約31キロメートル)の平成23年6月1日時点の空間放射線量は0.31マイクロシーベルト/時、「鹿島区榑原公民館」(本件原発より約32キロメートル)の同日時点の空間放射線量は1.95マイクロシーベルト/時となっている(乙D共146の1)。

また、平成23年10月1日時点では、「鹿島区役所」では0.27マイクロシーベルト/時、「鹿島区榑原公民館」では1.75マイクロシーベルト/時と低減している（乙D共146の2）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、南相馬市鹿島区の測定データは次のとおりである（乙D共132の1ないし3、いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \doteq \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 \doteq マイクロシーベルト/時間）

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
鹿島区役所 (32km)	0.31	0.25	0.21	0.20	0.16
鹿島公民館榑原分館 (32km)	0.93	0.37	0.29	0.25	0.20

以上のとおり、南相馬市鹿島区の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト/時に相当）の水準を大きく下回っており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

（3）南相馬市鹿島区の本件事故後の状況

ア 南相馬市鹿島区は、政府による避難指示の対象とならず、空間放射線量も比較的低いことから、本件事故又は地震・津波による避難者、転入者を受け入れており、平成23年3月11日時点の人口が11603人であったのに対して、平成27年10月29日時点では13443人の人口となっており、むしろ、1840人の人口増となっている（乙D共138の2）。

イ 平成23年4月22日から鹿島区内の小中学校施設等では学校が再開されており、鹿島小学校及び鹿島中学校に仮設校舎を設置して、同市内の避難指示区域内（小高区等）等からの児童・生徒を受け入れている（乙D共139）。

(4) 本件事故時に南相馬市が一時避難を要請した区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

南相馬市が一時避難を要請した区域に住居があった方に対しては、中間指針（乙D共1）において、避難費用の賠償に関し、指示解除後の相当期間を原則平成23年7月末までを目安とする（ただし、これらの区域に所在する学校等に通う児童・生徒等が避難を余儀なくされた場合には同年8月末までを目安とする。）とされていること（同14頁）も踏まえ、被告東京電力においては、平成23年3月11日から同年9月末までの期間について、避難の有無を問わず、一人月額10万円の精神的損害の賠償をすることとしている（乙D共23）。

第3 福島県内の自主的避難等対象区域等の概況について

1 はじめに

避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び旧南相馬市が一時避難を要請した区域以外の福島県内の市町村については、概ね、以下のとおりに分類することができる。

ア 中間指針追補（乙D共3）に基づく自主的避難等対象区域

【県北地域】福島市，二本松市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，川俣町，大玉村

【県中地域】郡山市，須賀川市，田村市，鏡石町，天栄村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町

【相双地域】相馬市，新地町

【いわき地域】いわき市

イ 被告東京電力が自主的避難等に係る賠償の対象としている福島県南地域
白河市，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川
村（乙D共38）

ウ 上記ア及びイ以外の区域

会津地域（耶麻郡，河沼郡，大沼郡，南会津郡）

以上からすると，いわゆる浜通り地域及び中通り地域が上記ア及びイに該
当し，会津地域がウに該当することになる。

以下では，これらの区域からなる福島県内全体の本件事故後の概況につい
て整理する。

2 福島県内の空間放射線量の状況（本件原発からの距離も含む。）

本件事故後における福島県内の空間放射線量の推移及びそれらの地点と本件
原発との距離は次表のとおりであり（乙D共131の1ないし6，福島県がホ
ームページで公表している環境放射能測定結果（暫定値）の抜粋である。），
政府による避難指示の基準となる年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシ
ーベルト／時に相当）を大きく下回っている上，避難指示等対象区域となった
区域に比して本件原発からの距離が遠く，また，空間放射線量も相対的に低い。

また，会津地域については，本件事故による精神的損害の賠償の対象区域と
されている浜通り地域及び中通り地域との比較でも，本件原発からの距離が遠
く，空間放射線量も低いものとなっている。

本件事故発生後約1年間における自主的避難等対象区域等の空間放射線量デ
ータについては，第24回審査会（平成24年2月23日開催）の参考資料と
して配布されているが（乙D共147），これらのデータをみても，上記の傾

向が明確となっている。さらに、空間放射線量の時系列に従った分布推移については、第18回審査会（平成23年12月6日開催）の参考資料として配布された自主的避難関連データ（乙D共148の19～21頁）においてもその減少の経過が明確に示されている。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 \approx マイクロシーベルト/時間）

地点(本件原発からの距離)	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
■県北						
国見町・国見町役場 (66km)	1.19	0.23	0.21	0.14	0.11	0.05
桑折町・福島北警察署 桑折分庁舎【平成24年 4月1日以降は、桑折町 役場】(66km)	1.56	0.20	0.15	0.11	0.09	0.06
伊達市・伊達市役所 (60km)【平成24年4月 1日以降は、伊達市役所 保原本庁舎】	2.00	0.50	0.33	0.21	0.20	0.15
福島市・農業総合セン ター果樹研究所【平成 24年4月1日以降、大 門の湯駐車場】(68km)	1.43	0.31	0.24	0.23	0.21	0.11
福島市・福島市役所 (62km)【平成24年4月 1日以降、東部学校給食 センター(61km)】	2.31	0.61	0.48	0.22	0.19	0.14
福島市・福島西 IC (64km)	1.77	0.51	0.43	0.31	0.27	0.22
福島市・ふくしま自治 研修センター(67km)	0.62	0.22	0.17	0.13	0.13	0.10
川俣町・川俣町役場 (47km)	1.50	0.25	0.21	0.18	0.15	0.11
二本松市・二本松市役 所(56km)	2.82	0.64	0.40	0.29	0.26	0.20
二本松市・二本松市役 所東和支所(44km)	1.37	0.44	0.37	0.26	0.17	0.14
大玉村・大玉村役場 (60km)	1.33	0.28	0.20	0.15	0.15	0.11
本宮市・本宮市役所 (57km)	1.88	0.32	0.20	0.13	0.11	0.08
■県中						
三春町・三春町役場 (48km)	0.49	0.26	0.18	0.15	0.14	0.11
郡山市・郡山市役所 (60km)	1.93	0.57	0.38	0.24	0.20	0.16
郡山市・福島県農業総	1.88	1.32	0.94	0.21	0.19	0.16

合センター (57km)						
郡山市・ビッグパレットふくしま【平成24年4月1日以降は, 安積行政センター】(58km)	1.25	0.33	0.25	0.19	0.12	0.10
郡山市・郡山市立田母神小学校【平成24年4月1日以降は, 田村地域交流センター】(46km)	1.2	0.18	0.20	0.20	0.16	0.13
郡山市・逢瀬行政センター (68km)	1.0	0.49	0.38	0.23	0.20	0.11
須賀川市・須賀川市役所 (60km)	0.41	0.15	0.12	0.11	0.12	0.10
小野町・小野町役場 (39km)	0.17	0.09	0.08	0.07	0.08	0.06
石川町・石川町役場 (60km)	0.21	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05
古殿町・古殿町役場 (56km)	0.23	0.13	0.10	0.08	0.08	0.07
鏡石町・鏡石町役場 (64km)	0.48	0.16	0.13	0.11	0.10	0.08
天栄村・天栄村役場 (72km)	1.53	0.29	0.22	0.16	0.14	0.10
玉川村・玉川村役場 (60km)	0.26	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06
浅川町・浅川町役場 (67km)	0.25	0.08	0.06	0.05	0.05	0.04
平田村・平田村役場 (47km)	0.20	0.10	0.09	0.08	0.09	0.07
■県南						
鮫川村・鮫川村役場 (63km)	0.27	0.09	0.08	0.06	0.06	0.05
西郷村・西郷村役場【平成25年4月1日以降は, 西郷村文化センター】(84km)	1.02	0.38	0.28	0.22	0.20	0.10
泉崎村・泉崎村役場 (72km)	0.79	0.19	0.15	0.09	0.10	0.08
中島村・中島村役場 (68km)	0.31	0.09	0.08	0.08	0.08	0.06
矢吹町・矢吹町役場 (66km)	0.56	0.14	0.12	0.11	0.10	0.08
棚倉町・棚倉町役場 (72km)	0.47	0.19	0.15	0.12	0.11	0.10
矢祭町・矢祭町役場 (82km)	0.14	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04
塙町・塙町役場 (76km)	0.34	0.10	0.07	0.06	0.06	0.06
■会津						
喜多方市・喜多方市役所【平成24年4月1日以降, 該当なし】	0.20					

(105km)						
北塩原村・北塩原村役場 (100km)	0.29	0.11	0.09	0.07	0.09	0.06
西会津町・野沢小学校【平成24年4月1日以降, 西会津町役場】(124km)	0.10	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05
磐梯町・磐梯町役場 (94km)	0.23	0.10	0.08	0.07	0.09	0.06
猪苗代町・猪苗代町役場 (83km)	0.22	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
会津坂下町・会津坂下町役場【平成27年4月1日以降, 会津坂下町中央公民館】(108km)	0.28	0.13	0.10	0.08	0.08	0.06
湯川村・湯川村公民館【平成25年4月1日以降, 湯川村役場】(102km)	0.40	0.13	0.11	0.09	0.10	0.06
柳津町・柳津町役場【平成24年4月1日以降, 柳津町役場前水道管理施設】(117km)	0.22	0.07	0.04	0.06	0.05	0.05
三島町・三島町役場 (123km)	0.15	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06
金山町・金山町役場 (133km)	0.14	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05
昭和村・昭和村役場 (126km)	0.17	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05
会津美里町・会津美里町役場高田支所【平成24年4月1日以降, 会津美里町役場高田庁舎】(105km)	0.21	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
■南会津・相双・いわき市						
下郷町・下郷町役場 (104km)	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
檜枝岐村・檜枝岐村役場 (152km)	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05
只見町・只見町役場【平成24年4月1日以降, 只見町町下広場野球場】(152km)	0.09	0.04	0.03	0.03	0.03	0.05
相馬市・相馬市役所【平成24年4月1日以降, スポーツアリーナそうま】(42km)	0.57	0.31	0.26	0.21	0.11	0.09
新地町・新地町役場 (51km)	0.44	0.19	0.15	0.11	0.12	0.08
いわき市・いわき市三和支所 (44km)	0.38	0.11	0.09	0.07	0.09	0.07
いわき市・いわき市小川支所 (36km)	0.45	0.09	0.07	0.06	0.06	0.06

いわき市・いわき市勿来支所 (61km)	0.38	0.07	0.05	0.05	0.04	0.04
いわき市・いわき市田人支所 (60km)	1.31	0.21	0.11	0.08	0.07	0.06
いわき市・いわき市小名浜支所 (53km)	0.31	0.06	0.05	0.04	0.04	0.03
いわき市・小名浜藤原埠頭【平成24年4月1日以降, アクアマリンふくしま】 (57km)	0.61	0.09	0.08	0.07	0.04	0.04
いわき市・いわき市四倉支所 (35km)	0.74	0.10	0.07	0.06	0.05	0.05
いわき市・JR久ノ浜駅【①平成24年4月1日以降, 久之浜・大久支所 ②平成26年4月1日以降, 久之浜地区防災拠点施設(設備予定地)】 (31km)	1.05	0.12	0.09	0.08	0.07	0.06

※1日のうちの2回目の数値を採用(ただし, ■会津, 及び■南会津・相双・いわき市の「いわき市四倉支所」及び「JR久ノ浜駅」については, 平成23年4月1日のみ1回目の数値)

3 自主的避難の状況について

自主的避難に係る損害に関する中間指針追補(乙D共3)が策定された第18回審査会(平成23年12月6日開催)において参考資料として配布された自主的避難関連データ(乙D共148)によれば, 福島県内における自主的避難の状況は以下のとおりであると認められる。

ア 本件事故発生直後の平成23年3月15日時点において, 自主的避難者数は, 40256人である。その後一度減少したものの, 同年9月22日の時点で50327人となっている(乙D共148の2頁)。

イ 平成23年3月15日時点での各市町村の自主的避難者数及び人口に占める自主的避難者数の割合は以下のとおりである(ただし, 自主的避難者数には, 地震・津波による避難者数も含んでいる。)

- ・いわき市 1万5377人(人口比 4.5%)
- ・郡山市 5068人(人口比 1.5%)

- ・相馬市 4 4 5 7 人（人口比 1 1. 8 %）
- ・福島市 3 2 3 4 人（人口比 1. 1 %）
- ・須賀川市 1 1 3 8 人（人口比 1. 4 %）
- ・国見町 9 8 6 人（人口比 9. 8 %）
- ・二本松市 6 4 7 人（人口比 1. 1 %）
- ・白河市 5 2 2 人（人口比 0. 8 %）
- ・矢吹町 3 6 5 人（人口比 2. 0 %）
- ・本宮市 1 3 3 人（人口比 0. 4 %）

また、復興庁によれば、平成 2 7 年 6 月時点においては、福島県全体の避難者数は約 1 1 万 2 千人、そのうち避難指示区域等からの避難者数が約 9 万 8 千人であるとしており（乙D共 1 4 9 の 1 8 頁），これによれば、現在の自主的避難者数及び地震・津波のみを理由とする避難者数は、合計で約 1 万 4 千人程度であると考えられ、本件事故以前の人口との比較による避難者の人口比はさらに低下していると考えられる。

さらに、東日本大震災による 1 8 歳未満の避難者数が福島県によって公表されており（乙D共 1 5 0 の 1 ないし 5），これによれば、以下のとおり、1 8 歳未満の避難者数は年々減少している。

（単位：人）

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
福島市	3,174	3,034	2,398	2,059	1,561
郡山市	2,801	2,590	2,311	2,032	1,880
いわき市	3,641	2,803	2,107	1,690	1,358
伊達市	428	401	312	246	230
総計（避難指示区域等も含む。）	30,109	29,148	26,067	23,498	21,428

そして、本件事故発生前である平成 2 3 年 3 月 1 日時点での 1 8 歳未満人口（乙D共 1 5 1）と、上記の 1 8 歳未満の避難者数（平成 2 8 年 4 月 1 日、地震・津波による避難者を含む。乙D共 1 5 0 の 5）を比較すると、以下の

表のとおりであり、東日本大震災による避難に伴う18歳未満人口の減少率は、平均して約2.5パーセントにとどまっているという実情にある。すなわち、子ども（18歳未満）人口に限ってみても、福島県内のほとんどの子どもは自主的避難していないのである。

	市町村別子ども（18歳未満）の人口（平成23年3月1日現在）	子ども（18歳未満）の避難者数（平成28年4月1日現在）	避難者の子どもの割合（%）	避難していない子どもの割合（%）
福島市	48,443	1,561	3.2	96.8
二本松市	9,512	257	2.7	97.3
伊達市	10,460	230	2.2	97.8
本宮市	5,722	28	0.5	99.5
桑折町	1,913	8	0.4	99.6
国見町	1,476	21	1.4	98.6
川俣町	2,216	165	7.4	92.6
大玉村	1,498	4	0.3	99.7
郡山市	59,338	1,880	3.2	96.8
須賀川市	14,307	196	1.4	98.6
田村市	6,416	139	2.2	97.8
鏡石町	2,401	27	1.1	98.9
天栄村	948	22	2.3	97.7
石川町	2,658	0	0.0	100.0
玉川村	1,278	6	0.5	99.5
平田村	1,115	0	0.0	100.0
浅川町	1,191	2	0.2	99.8
古殿町	958	5	0.5	99.5
三春町	2,865	14	0.5	99.5
小野町	1,746	29	1.7	98.3
白河市	11,530	225	2.0	98.0
西郷村	3,715	54	1.5	98.5
泉崎村	1,181	11	0.9	99.1

中島村	974	0	0.0	100.0
矢吹町	3,038	38	1.3	98.7
棚倉町	2,788	14	0.5	99.5
矢祭町	942	3	0.3	99.7
塙町	1,540	0	0.0	100.0
鮫川村	625	2	0.3	99.7
会津若松市	21,281	54	0.3	99.7
喜多方市	8,221	0	0.0	100.0
北塩原村	500	0	0.0	100.0
西会津町	908	0	0.0	100.0
磐梯町	573	0	0.0	100.0
猪苗代町	2,434	7	0.3	99.7
会津坂下町	2,852	0	0.0	100.0
湯川村	622	0	0.0	100.0
柳津町	547	0	0.0	100.0
三島町	170	0	0.0	100.0
金山町	203	0	0.0	100.0
昭和村	115	0	0.0	100.0
会津美里町	3,377	0	0.0	100.0
相馬市	6,303	11	0.2	99.8
いわき市	57,598	1,358	2.4	97.6
上記の合計	308,498	6,371	2.1	97.9
福島県全域 (※)	339,151	21,428	6.3	93.7

(※) 福島県全域からの避難者の合計には、避難等対象区域（双葉町，大熊町等）からの避難者の数を含む。

4 福島県内での除染への取組状況

本件事故に起因する放射性物質の除染は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性

物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号，以下「特措法」という。）に基づき，計画的に実施されることになっている。

そして，特措法25条に基づき，国は除染特別地域の指定及びその特別区域内除染実施計画を策定して，直轄で除染を行うが，他方で，特措法32条に基づいて指定される汚染状況重点調査地域においては，都道府県知事等は，特措法34条の規定に基づき実施する事故由来放射性物質による環境汚染状況の調査測定の結果も踏まえて，当該区域内において，事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める区域について，除染実施計画を定めるものとされている（同36条1項）。そして，この除染実施計画の対象となる区域（「除染実施区域」という。）内の除染等の措置等の実施者については，次のとおりと定められ，市町村が主体となって除染が進められるものとされている（同35条1項）。

- ア 国が管理する土地 国
- イ 都道府県が管理する土地 当該都道府県
- ウ 市町村が管理する土地 当該市町村
- エ 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
- オ 上記各土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

福島県内においては，国が直轄除染を行う避難指示区域を除き，36の市町村において除染実施計画が策定され，市町村による除染が実施されている。そして，平成27年6月時点において，子どもの生活環境を含む公共施設等は約9割以上の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいており，また，その他，住宅・農地等の除染についても，約8割以上が発注されているなど，着実な除染の進捗がみられている（乙D共149の21頁参照）。

また、福島県の公表資料（「ふくしま復興のあゆみ」第17版、乙D共152）においても、住宅の除染進捗戸数が37万戸を超え、住宅等の除染が着実に進んでいると記されている（同5頁）。

5 福島県内の復興に向けての動向

本件事故後の福島県内における復興に向けての動きについては、以下のような動向がみられていることを指摘することができる。

ア 福島県の鉱工業生産能力は、東日本大震災後、岩手県・宮城県と比べて落ち込みが長引いていたものの、現在は両県と同等の水準にまで回復してきている（乙D共153）。

イ 福島県の県内総生産（名目）は、平成22年度において6兆9398億円であったが、平成26年度においては7兆4993億円となり、8.1パーセントの増加となっている。また、県民所得も平成22年度と平成26年度との比較において、10.4パーセント増加している。（乙D共152の18頁参照）

ウ 雇用動向については、震災後、福島県では全国平均を上回るペースで有効求人倍率が改善し、平成26年11月時点では、有効求人倍率は1.46倍、平成28年7月時点では1.40倍となっている（乙D共153の13頁、乙D共154）。

エ ふくしま産業復興企業立地補助金による企業立地支援が行われており、平成27年12月時点で446社が指定され、県内各地において工場の新設・増設が進んでいる。また、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により、工場等の新・増設への支援が行われており、平成27年11月時点で、191社が採択されている（以上、乙D共152の13頁、乙D共153の14頁）。

オ 研究開発施設や再生可能エネルギー施設の誘致，新設が進められている（乙D共152の14～15頁）。

- ・ 郡山市において，産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に開所している
- ・ 広野・檜葉沖で浮体式洋上風力発電実証研究事業が進行中
- ・ 福島市において，ふくしま国際医療科学センターの建設が着工され，「災害医学・医療産業棟」，「環境動態解析センター棟」，「先端臨床研究センター棟」に続き「ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟」が平成28年10月末に竣工している
- ・ 会津若松市において，会津大学復興支援センター（先端ICTラボ）が整備され，平成27年10月より供用開始されている
- ・ 郡山市において，ふくしま医療機器開発支援センターが建設着工され，平成28年11月に開所している
- ・ 相馬市において，平成30年4月の開所を目指して，水産種苗研究・生産施設が平成28年1月に建設着工されている
- ・ 南相馬市において，浜地域農業再生研究センターが平成28年3月25日に開所している

カ 平成22年に約5717万9069人であった福島県への観光入込客数については，平成23年に約3521万1010人に落ち込んだが，平成24年には約4445万9024人，平成25年には約4831万4763人，平成26年に約4689万2918人，平成27年に約5031万3090人となっており，本件事故以前の水準には至らないものの，回復基調となっている（乙D共155の1ないし3）。

キ 福島県及び県内市町村においては，政府と一体となって，上記に述べたような取り組みも含めた復興に向けての総合的な施策が推進されている状況にある（乙D共152）。

第4 いわき市、郡山市及び福島市の本件事故後の状況

1 いわき市

(1) 旧屋内退避区域以外は政府による避難指示の対象外であること

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、いわき市は、政府による避難指示区域及び屋内退避指示区域の範囲外とされていた。

その後、政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更し、これにより、いわき市北部の一部が屋内退避指示の対象となる区域に含まれることとなった。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに、その余の地域の一部を計画的避難区域や緊急時避難準備区域に指定したが、いわき市は、政府によるこれらの避難指示等の対象とならなかった。

また、いわき市において特定避難勧奨地点とされた地点はない。

他方、いわき市については、審査会の策定した中間指針追補（乙D共3）において、自主的避難等対象区域とされた。

(2) 空間放射線量の推移

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点のいわき市（自主的避難等対象区域）の測定地点（6か所）では、空間放射線量は0.2～0.3マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、いわき市（自

主的避難等対象区域)の測定データは次のとおりである(乙D共131の1ないし5,17時のデータを採用している。)

単位: $\mu\text{Gy/h} \div \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \div マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
いわき市役所 (43km)	—	0.14	0.12	0.11	0.09

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

いわき市については、平成28年7月までの累計で4万5828人(男性2万2442人,女性2万3386人)が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙D共156「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成28年7月までの累計))。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったいわき市民7万3250人について、1ミリシーベルト未満が7万2642人,1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が581人となっており、99.9パーセント超の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙D共157「県民健康調査『基本調査』の実施状況について」)。

(4) 除染の状況

ア いわき市では、平成23年12月に、「いわき市除染実施計画(第1版)」が策定され、その後、平成25年3月に第2版、平成26年10月に第3版、平成28年3月に第4版が策定され、これら除染計画に沿って除染が実施されてきた。

除染においては、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の地区及び市内北部で本件原発から30キロメートル圏内を含む地区を優先的に実施することとされ、対象施設の優先順位は子どもの生活環境(保育施設、教育施設、公園等)を優先的に実施することとされた(乙D共158)。

イ 除染の進捗状況については、公共施設については計画数・発注数411施設の全てについて(調査のみで終了したものを含む。)、住宅については計画数4万8251戸、発注数3万2542戸のうち3万1749戸(調査のみで終了したものを含む。)、水田については計画数・発注数131.5ヘクタールの全てについて、畑地については計画数・発注数7.2ヘクタールの全てについて、森林については計画数・発注数7.7ヘクタールの全てについて除染が終了している(以上については平成28年6月末時点、乙D共159「環境省除染情報サイトホームページ(いわき市)」)。

(5) 避難の状況

ア 本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後のいわき市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」(乙D共150の1ないし5)記載のとおりであり、平成24年4月1日時点において3641人(県内避難者1475人、県外避難者2166人)、平成26年4月1日時点において2107人(県内避難者789人、県外避難者1318人)、平成28年4月1日時点において1358人(県内避難者376人、県外避難者982人)となつて

いる。

イ このように、平成28年4月1日時点における18歳未満の自主的避難者数は1358人であり、これがいわき市における平成23年3月1日時点における18歳未満の人口5万7598人（乙D共151「市町村別18歳未満人口推移」）に占める割合は2.4パーセントであることからすると、いわき市においては、本件事故以降も95パーセントを優に超える大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていると認められ、自主的な判断に基づき避難をした18歳未満の者が上記の程度一定数存在したとしても、平均的・一般的な人を基準として、一般にいわき市が本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあると認識されていたとは認められない。

また、避難者数が大幅に減少していることから、本件事故後に自主的避難を実施した者のうち相当数が既に帰還していることが分かる。

ウ 他方、いわき市には、他の市町村からの多数の避難者がおり、平成24年10月19日時点におけるこれらの避難者は2万3787人（応急仮設住宅7069人、借上住宅等1万6718人）に上っており（乙D共160「いわき市における津波被災地の復興状況等について」）、この点からも、いわき市が本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあると広く認識されていたものではないことが裏付けられている。

（6）復興の状況

ア いわき市においては、本件地震及び本件津波により、道路や橋梁といった社会基盤に被害を受けたが、平成23年10月に市復旧計画を策定し、これにより、社会基盤等の復旧が進められ、地震補強事業、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、復興道路整備事業、災害公営住宅整備事業等の事業が行われている（乙D共161の1「広報いわき（平成

24年7月号)」、乙D共161の2「広報いわき(平成25年4月号)」、乙D共161の3「広報いわき(平成25年10月号)」)。

また、いわき市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、水道については平成23年4月21日(津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く。)、電力については本件地震後1週間以内、都市ガス及び電話については平成23年4月中にいずれも回復した(乙D共162「震災記録誌『東日本大震災から1年 いわき市の記録』」の15～19頁)。

水道水については、被告国は、平成23年3月16日から水道水の放射性物質の測定を開始した。3月23日に被告国が定める乳児の摂取指標値を超える放射性ヨウ素が検出されたことを確認したため、いわき市は同日から乳児による水道水の飲用を控えるよう求めペットボトル水の配布を行った。3月25日以降は放射性ヨウ素の検出値が摂取指標値以下となり、3月28日に採水した市内8か所の浄水場における測定の結果いずれも指標値を大きく下回ったことから、3月31日に摂取制限は解除された。その後4月4日以降については、放射性ヨウ素・セシウムとも不検出となっている(乙D共162「震災記録誌『東日本大震災から1年 いわき市の記録』」20～21頁)。

イ いわき市では、これまで4次にわたって「いわき市復興事業計画」が策定されたほか、復興に向けた基本方針や主要施策を示す復興ビジョン、道路・河川・橋梁・公共施設など各分野の復旧までの作業工程を示した復旧計画が定められた。

被災者の生活再建、生活環境の整備・充実、社会基盤の再生・強化、経済・産業の再生・創造及び復興の推進を取組の柱として、復興を進めており、全体として概ね計画通りに進捗している(乙D共161の4「広報いわき(平成26年9月号)」)。

ウ 福島県の観光客入込状況（乙D共155の1ないし3）によれば，平成22年に1076万6595人であったいわき市への観光客入込数は，平成23年に370万8233人に減少したものの，平成24年719万9499人，平成25年769万0421人，平成26年781万8730人，平成27年811万7637人と回復基調にある。

エ いわき市の製造品出荷額は，平成22年は9703億円であったが，平成23年8258億円，平成24年8329億円，平成25年8839億円と推移している（乙D共163（市内工業の概要））。

オ いわき市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働局によると，平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍（季節調整値），平成28年7月も1.40倍と高く，この内いわき市が含まれる平公共職業安定所管内においても平成26年12月時点で1.83倍，平成28年7月時点で1.56倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると，医療関係，商品販売，介護，調理，接客，製品製造，自動車運転，土木建設等の求人が多い（乙D共153「平成26年12月分公共職業安定所業務取扱月報」，乙D共154）。

平成26年5月には，同年春の新卒者採用数を前年より増やした企業が県内主要30社のうち17社と半数を超えることが，復興需要に伴う業況回復を背景に雇用が拡大基調にあるとみられるとのコメントとともに報じられており，日銀福島支店の「有効求人倍率は緩やかな上昇を続けており，極めて高い水準で推移している。職種によってばらつきはあるが，全体としては人員不足感の強い状態が続いている」との見解が掲載されている（乙D共164「福島民報記事」（平成26年5月24日））。

カ いわき市の自動車保有台数は，平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は台，いずれも3月31日時点）（乙D共165の1ないし5「福島県市町村勢一覧」），平成23年以降一貫して増加

傾向にある。このことは、いわき市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
25万9095	25万8732	26万0888	26万7157	27万1784

キ いわき市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1ないし5「建築着工統計」）、平成24年以降急増している。これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1694	1712	1514	3191	4608	3636

2 郡山市

(1) 政府による避難指示の対象とされていないこと

郡山市は、平成23年3月11日以降、政府による避難指示等の区域設定の対象とされていない。

他方、郡山市については、審査会の策定した中間指針追補（乙D共3）において、自主的避難等対象区域とされている。

(2) 空間放射線量の推移

原子力規制委員会による平成24年1月12日時点の郡山市（自主的避難等対象区域）の測定地点（4か所）では、空間放射線量は0.7～1.5マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、郡山市（自

主的避難等対象区域)の測定データは次のとおりである(乙D共131の1ないし5,17時のデータを採用している。)

単位: $\mu\text{Gy/h} \doteq \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \doteq マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
郡山市役所 (43km)	0.57	0.38	0.24	0.20	0.16

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

郡山市については、平成28年7月までの累計で3万3016人(男性1万4695人,女性1万8321人)が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙D共156「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成28年7月までの累計))。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった郡山市民7万3540人について、1ミリシーベルト未満が3万0974人,1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が3万6070人となっており、99.9パーセント超の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙D共157「県民健康調査『基本調査』の実施状況について」)。

ウ 県とは別に、郡山市においてもガラスバッジ測定が実施されているが、

これによれば、追加被ばく線量（平均値を1年間に換算）は、平成23年から平成24年にかけて6回実施された測定結果において、未就学児について1.34→1.05→1.05→0.997→0.75→0.592ミリシーベルト、小・中学生について1.33→0.97→0.93→0.83→0.727→0.57ミリシーベルトと推移している（乙D共167「東日本大震災郡山市の記録」の74頁）。

（4）除染の状況

ア 郡山市では、平成23年12月に、「郡山市ふるさと再生除染計画」が策定され、その後、平成24年2月に第2版、平成25年1月に第3版、平成26年3月に第4版、平成28年3月に第5版が策定され、これら除染計画に沿って除染が実施されてきた。

除染に際しては、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト（空間線量率0.99マイクロシーベルト／時に相当）を超える区域を、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（空間線量率0.23マイクロシーベルト／時に相当）以上年間5ミリシーベルト（空間線量率0.99マイクロシーベルト／時に相当）以下の区域に優先して除染することとされ、重点的取組対象としては、まず子どもが利用する保育所、幼稚園、小・中学校、公共施設等、次いで、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルトを超える区域における住宅等が挙げられている。

イ 除染の進捗状況については、公共施設、畑地、樹園地、牧草地、森林についてはほぼ終了し、住宅については計画数9万5151戸、発注数9万5151戸のうち8万9799戸、道路については計画分3271.3キロメートル、発注分3172.3キロメートルのうち1117.9キロメートル、水田については計画分4503.2ヘクタール、発注分3337.2ヘクタールのうち3328.3ヘクタールの除染が終了している（以上

については平成28年6月末時点、乙D共168「環境省除染情報サイトホームページ（郡山市）」）。

ウ 郡山市教育委員会は市内の小中学校について、平成23年5月以降屋外活動時間を1日3時間以内とするように制限してきたが、平成24年4月以降当該制限が解除された。これは、除染が進んだことにより空間放射線量が低下したこと等を受けての措置である（乙D共169「福島民報記事」（平成24年4月7日））。

（5）避難の状況

ア 本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の郡山市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙D共150の1ないし5）記載のとおりであり、平成24年4月1日時点において2801人（県内避難者23人，県外避難者2778人），平成26年4月1日時点において2311人（県内避難者31人，県外避難者2280人），平成28年4月1日時点において1880人（県内避難者35人，県外避難者1845人）となっている。

イ このように、平成28年4月1日時点における18歳未満の自主的避難者数は1880人であり、これが郡山市における平成23年3月1日時点における18歳未満の人口5万9338人（乙D共151「市町村別18歳未満人口推移」）に占める割合は3.2パーセントであることからすると、郡山市においては、本件事故以降も95パーセントを優に超える大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていると認められ、自主的な判断に基づき避難をした18歳未満の者が上記の程度一定数存在したとしても、平均的・一般的な人を基準として、一般に郡山市が本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあると認識されていたとは認められない。

ウ また、郡山市では市外からの避難者の受け入れ支援を行っており、原発

避難者特例法に基づく指定13市町村（いわき市，田村市，南相馬市，川俣町，広野町，檜葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，川内村，葛尾村，飯館村）から平成23年12月16日時点で9117人，平成24年10月1日時点で8750人の避難者を受け入れていたことが認められ（乙D共167「東日本大震災 郡山市の記録」の55頁），この点からも，郡山市が本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあると広く認識されていたものではないことが裏付けられている。

（6）復興の状況

ア 郡山市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが，上下水道については平成23年4月1日，電力については同年3月12日，都市ガスについては同月26日までにいずれも復旧した（乙D共167「東日本大震災 郡山市の記録」の29～33頁）。

水道水の放射性物質モニタリング検査によれば本件地震直後に幼児の摂取指標値である100ベクレルを超える放射性ヨウ素が検出されたが，その後数値が低下したことから，同月25日に摂取制限は解除された。その後も水道水モニタリング検査を実施しているが，同年4月17日以降放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されていない（乙D共167「東日本大震災 郡山市の記録」の71～72頁）。

郡山市では，平成23年12月に「郡山市復興基本方針」が策定され，震災からの復旧事業として，公共施設や道路・橋梁等が受けた被害について，早急な応急復旧工事を実施するとともに，本復旧に向けての取組みがなされた。

イ 福島県の観光客入込状況（乙D共155の1ないし3）によれば，平成22年に399万5457人であった郡山市への観光客入込数は，平成23年に211万7394人に減少したものの，平成24年290万925

6人，平成25年333万1191人，平成26年362万2596人，平成27年349万0570人と回復基調にある。

ウ 郡山市では，子どもたちが放射線の影響を気にすることなく遊ぶことができる屋内施設「PEP Kids Koriyama」が平成23年12月にオープンした。

エ 郡山市の製造品出荷額は，平成22年は8291億円であったが，平成23年7910億円，平成24年7760億円，平成25年8411億円，平成26年8545億円と推移している（乙D共170「郡山データブック」の15頁）。

また，工場を新設，増設した場合の工場設置届出件数が震災以降増加傾向にあり，平成22年度は2件だったものが，平成24年度には7件の届出があった。

オ 郡山市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。郡山市における有効求人倍率は，平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は%，乙D共170「郡山データブック」の25頁），平成24年以降増加している。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0.42	0.61	1.06	1.30	1.49

カ 郡山市の自動車保有台数は，平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は台，いずれも3月31日時点）（乙D共165の1ないし5「福島県市町村勢一覧」），平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは，郡山市における消費活動，経済活動が活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
24万8012	24万9550	25万2285	25万8078	26万3714

キ 郡山市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共170「郡山データブック」の18頁）、平成24年以降増加している。これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
2172	1940	1678	2301	2608	3111

3 福島市

(1) 政府による避難指示の対象となっていないこと

福島市は、平成23年3月11日以降、政府による避難指示等の区域設定の対象とされていない。

他方、福島市は、審査会の策定した中間指針追補（乙D共3）において、自主的避難等対象区域とされている。

(2) 空間放射線量の推移

原子力規制委員会による平成24年1月12日時点の福島市（自主的避難等対象区域）の測定地点（12か所）では、空間放射線量は0.4～1.6マイクロシーベルト/時となっている（乙D共130）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、福島市（自主的避難等対象区域）の測定データは次のとおりである（乙D共131の1ないし5、17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \rightleftharpoons \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \rightleftharpoons マイクロシーベルト/時間)

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
紅葉山公園 (62km)	0.86	0.63	0.21	0.18	0.14

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

福島市については、平成28年7月までの累計で2万3066人（男性1万1119人，女性1万1947人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず，全員について，預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙D共156「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成28年7月までの累計））。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば，東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は，調査対象となった福島市民8万2653人について，1ミリシーベルト未満が2万5470人，1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が4万9196人となっており，99.9パーセント超の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから，4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが，「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙D共157「県民健康調査『基本調査』の実施状況について」）。

ウ 福島市は，平成23年12月，福島市健康管理実施計画を策定し（その後2度改訂），同計画に基づき，内部被ばく検査，外部被ばく検査，健康診査等による生涯にわたる健康づくり，情報提供及び健康相談などを実施

している。

個人線量計による測定結果（期間3か月間，対象0～15歳）では，平成23年度は3万6767人中3万2076人（87.2パーセント），平成24年度は1万6223人中1万6015人（98.7パーセント）が0.5ミリシーベルト未満であるとの測定結果が出た（乙D共171の1「市政だより」（平成25年5月号）の7頁）。

（4）除染の状況

ア 福島市では，平成23年9月に「福島市ふるさと除染計画」が策定され（その後，平成24年5月に第2版が策定された。），かかる除染計画に沿って除染が実施されてきた。

除染計画では，市内の空間線量率の高低と土地用途に応じて除染作業の優先度を設定するとされ，空間線量率の高い地区や，子どもを中心とする市民が長時間滞在する空間を優先する扱いがとられている。

イ 除染の進捗状況については，住宅，公共施設，水田，畑地，牧草地についてはほぼ終了し，道路については計画分・発注分1620.8キロメートルのうち1321.1キロメートル，樹園地については計画分4720ヘクタール，発注分2119.4ヘクタールのうち2084.8ヘクタールの除染が終了している（以上について，平成28年6月末時点，乙D共172「環境省除染情報サイトホームページ（福島市）」）。

ウ 学校及び園については，平成23年5月以降夏休み期間までに優先的に除染が行われ，屋外における空間線量は概ね8割程度の低減が図られた（乙D共173「東日本大震災の記録」の202頁）。

（5）避難の状況

ア 本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば，本件事故後の福島市

の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙D共150の1ないし5）記載のとおりであり、平成24年4月1日時点において3174人（県内避難者24人，県外避難者3150人），平成26年4月1日時点において2398人（県内避難者27人，県外避難者2371人），平成28年4月1日時点において1561人（県内避難者16人，県外避難者1545人）となっている。

イ このように、平成28年4月1日時点における18歳未満の自主的避難者数は1561人であり、これが福島市における平成23年3月1日時点における18歳未満の人口4万8443人（乙D共151「市町村別18歳未満人口推移」）に占める割合は3.2パーセントであることからすると、福島市においては、本件事故以降も95パーセントを優に超える大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていると認められ、自主的な判断に基づき避難をした18歳未満の者が上記の程度一定数存在したとしても、平均的・一般的な人を基準として、一般に福島市が本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあると認識されていたとは認められない。

（6）復興の状況

ア 福島市では本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成23年3月14日、水については同月22日、ガスについては同月30日に全面復旧した（乙D共173「東日本大震災の記録」中の「交通機関・ライフライン等の被害及び復旧」）。

福島市では、福島市総合計画前期基本計画を策定し、平成26年3月には、その第4期実施計画及び福島市復興計画復興実施計画を策定した。

同計画に基づき、除染事業、子ども用の遊び場整備事業、公立保育所耐震診断・耐震化事業、観光宣伝事業、中小企業振興助成事業、信夫山公園整備事業、花のまちづくり事業、農業施設復旧事業、橋梁復旧工事事業、

市営住宅復旧事業, 水道施設等の災害復旧事業等の取組みがなされている。

イ 福島県の観光客入込状況（乙D共155の1ないし3）によれば，平成22年に661万6609人だった福島市への観光客入込数は，平成23年に548万2055人に減少したものの，平成24年627万2214人，平成25年651万3927人，平成26年635万3129人，平成27年641万1657人と推移し本件事故前と概ね同等の水準まで回復している。

ウ 福島市の米作について，平成24年度米では全量全袋検査の結果，放射性セシウム濃度が基準値（100ベクレル／キログラム）を超えたものが41袋あったが，平成25年産米では基準値を超えたものは1袋のみである（乙D共171の2「市政だより」（平成26年2月号）の3頁）。また，平成26年産米でも基準値を超えたものは2袋のみであり，平成27年産米では平成27年12月7日現在で基準値を超えたものはなかった（乙D共174）。

エ 福島市の製造品出荷額は，平成22年は6382億円であったが，平成23年6019億円，平成24年6117億円，平成25年6177億円，平成26年6372億円と本件事故前と同水準で推移している（乙D共175「経済・産業の現状と復興・復旧の取組」の20～21頁，乙D共176「平成26年工業統計調査結果報告書 4 調査の結果」の15頁以下）。

オ 平成26年12月における福島市の求人状況は，全国平均である1.15倍を上回る福島県平均と同様の求人倍率となっている。

福島県労働局によると，平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍（季節調整値）と高く，この内福島市が含まれる福島公共職業安定所管内においても1.51倍と県平均と同様の傾向を示している。

職業別にみると，医療関係，介護，調理，接客，自動車運転，土木建設

の求人が多い（以上，乙D共177）。

カ 福島市の自動車保有台数は，平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は台，いずれも3月31日時点）（乙D共165の1ないし5「福島県市町村勢一覧」），平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは，福島市における消費活動，経済活動が活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
20万6826	20万7140	20万9755	21万4841	21万9675

キ 福島市における新設住宅着工戸数は，平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸，乙D共166の1ないし5「建築着工統計」），平成24年以降増加し，平成26年には2035戸にまで増えている。これは，復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1362	1637	1313	1488	1864	2035

以上